

所得税の仕組み

人の営みと同じく所得の種類もさまざま

所得税は、給料、商売の利益、不動産の売却益など、個人の所得（言い換えればもうけ）に対して、国より課税される直接税です。所得は、商品の売上高や不動産の売却収入といった収入金額から、商品の売上原価や人件費、不動産の所得価額や売却手数料といった必要経費を差し引いて求めます。

しかし、一口に所得といっても、人間の営みにはさまざまな価値があり、それに応じて所得の性格もさまざまです。たとえば、苦勞して働いて稼いだ給料、ギャンブルでもうけた収入、親から相続した土地を売って得た利益など、所得にもいろいろあるわけで、これらに一律の税金を課すのも適当ではありません。そこで所得税では、所得をその形態や担税力に応じて 10 種類に分類し、各所得の源泉や性質に応じた課税方法を定めています。

所得税のポイント

所得金額 = 収入金額 - 必要経費

× 税率

所得金額

税負担能力に
応じた課税

10
種類に
所得を
分類

15
種類の
所得控
除

5
段階の
累進税
率

非課税、
税額控
除など

※担税力 → 税金を負担する能力のこと。